

# 鹿児島労基

定価 150円(会員の購読料は会費の中に含む)

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会  
 発行者 鹿児島市新屋敷町16の16  
 編集者 電話㈹ 099(226)3621 FAX 099(226)3622  
 URL <http://www.kakikyo.or.jp>  
 印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社朝日印刷

2019年(令和元年)

September 9月号

## 令和元年度全国労働衛生週間説明会のご案内



野田郷にて

【写真提供者：村山 隆 氏】

### 目次 CONTENTS

さくらじま.....	1
令和元年度全国労働衛生週間説明会のご案内.....	2
令和年度全国労働衛生週間実施要綱について.....	3～5
令和元年度全国労働衛生週間説明会日程について.....	5
産業保健	
～山の中でハチに刺されて死んでしまうのを 防ぐ特効薬、エピペン～.....	6
脳・心臓疾患及び精神障害等（「過労死」等事案）の 労災補償状況（平成30年度）について.....	7
平成30年度個別労働紛争解決制度の施行状況.....	8～9
労務管理あれこれ	
～賃金台帳をパソコンで本社一括作成、何か問題ですか～	10

### さくらじま

9月とは言え、しばらくは、蒸し暑い日が続く。夏バテのせいか何とも気うつである。先月8月はあちらこちらで夏祭りがあった。幼いころ、夏祭りでなまの「売（ばい）」を見た記憶がある。いわゆる「啖呵売」である。面白くて、ずっと見ていたような気がする。今でも、あの小気味いいリズムと言葉選びが好きで何とも懐かしい。「物」ではなく、「啖呵」を買うのである。その啖呵に絆されて、ついつられて、「売」の演者として「物」を買い、「売」に参加してみる。字づらを真似て読んで今一つ、できそうな気がして、声を張ってみて

9月は障害者雇用支援月間です。  
 障害のある方の雇用にご理解・ご協力を！.....11  
 令和元年 業種別死傷災害発生状況（7月末速報値）.....11  
 長時間労働につながる取引慣行を見直しましょう!!.....12～13  
 働き方・休み方改善コンサルタント活用のご案内.....14  
 財形貯蓄を始めてみませんか？.....14  
 受動喫煙防止対策助成金のご案内.....15  
 過重労働解消のためのセミナーのご案内  
 ～新しい時代に、人々が求めている職場とは？～.....16  
 中小規模事業場向け安全衛生相談窓口のご案内.....17  
 外国人技能実習制度関係者養成講習のご案内.....17  
 令和元年10月の講習開催のご案内.....18

がっかりする。盆が過ぎ、夏休みが終わろうとする頃の8月27日は『男はつらいよ』の日であり、偶然にも私の誕生日もある。今年の12月27日には「映画 男はつらいよ おかえりなさい」シリーズ最新作（50作）が全国公開される。「寅」か誰だかわからないが、気うつなときに、「生きてる？そらあ結構だ。」「何というかな ああ生まれてきて良かった、そう思うことが何べんかあるだろう。そのために生きてんじゃねえか。そのうちお前にもそういう時がくるよ、な？ まあ、がんばれ。」とそんな声をかけて欲しいものである。

## 全国労働衛生週間説明会のご案内（お知らせ）

## (公社) 鹿児島県労働基準協会

10月1日から7までの間、令和元年度全国労働衛生週間が始まります。

当協会では、準備期間中に各地（5ページ日程表参照）で説明会を開催し、鹿児島県における労働衛生の現況、関係統計の情報をお知らせし、労働衛生水準の向上を図ることとしています。

多数の参加をお待ちしています。

なお、周知用の用品（ポスター等）販売も致しますので問い合わせ下さい。

### 説明会・用品等の問合せ先

最寄りの支部へご連絡願います。

◇鹿児島支部	電話	099-226-7427	FAX	099-226-7429
◇川内支部	電話	0996-25-1377	FAX	0996-41-3936
◇鹿屋支部	電話	0994-40-9055	FAX	0994-40-9056
◇加治木支部	電話	0995-63-1030	FAX	0995-63-1030
◇加世田支部	電話	0993-58-2183	FAX	0993-58-2184
◇志布志支部	電話	099-472-4877	FAX	099-472-4833
◇大島支部	電話	0997-53-5487	FAX	0997-53-6270
◇種子島支部	電話	0997-22-2736	FAX	0997-22-2731

健康づくりは 人づくり  
みんなで つくる 健康職場

# 令和元年度全国労働衛生週間

## 令和元年度全国労働衛生週間実施要綱

### 1 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第70回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康をめぐる状況については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）に基づく一般健康診断における有所見率は5割を超えて、年々増加を続けている。

また、過重労働等によって労働者の尊い命や健康が損なわれ、深刻な社会問題となっており、脳・心臓疾患、精神障害の労災認定件数は、ここ数年は700件台で推移しており、そのうち死亡又は自殺（未遂を含む。）の件数は200件前後で推移していたが、平成30年度は158件となっている。

仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は、依然として半数を超えている（「平成29年労働安全衛生調査（実態調査）」）。

このような状況の中、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は58.4%にとどまっており、ストレスチェック制度の運用についても、集団分析結果を職場環境の改善に活用している事業場の割合は51.7%にとどまっている。また、労働者の約3割が、職場において仕事上の不安、悩み又はストレスを相談できる相手がないと感じている（「平成29年労働安全衛生調査（実態調査）」一部特別集計）。

労働力の高齢化が進む中で、職場において、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立への対応が必要となる場面はさらに増えることが予想される。一方で、職場での対応は個々の労働者の状況に応じて進めなければならず、支援の方法や医療機関等との連携について悩む事業場の担当者も少なくない。

化学物質に起因する労働災害は、年間450件程度で推移しており、危険物によるものが約4割、有害物によるものが約6割となっている。また、法定の化学物質を取り扱う事業場におけるリスクアセスメントの実施率は52.8%、ラベル表示及びSDS交付の実施率はそれぞれ77.3%、69.1%にとどまっている（「平成29年労働安全衛生調査（実態調査）」）。

また、化学物質によるがん等の遅発性疾病に関しては、オルト・トルイジンやMOCAの取扱事業場における膀胱がんの集団発生事案など従前は把握されていなかった重篤な健康障害が発生している。

さらに、過去の石綿ばく露により石綿関連疾患を発症したとして労災支給決定された件数は、近年、1,000件前後で推移しており、そのうち特に建設業では500件を超えており、また、石綿の製造・使用等が禁止される前に石綿含有建材を用いて建設された建築物が今なお多数現存しており、その解体工事が2030年頃をピークとして、増加が見込まれる中、解体・改修前に義務づけられている石綿の有無に関する事前調査や石綿の発散防止措置が適切に行われていない事例が散見されている。

安衛法の一部改正により、平成27年6月から職場における受動喫煙対策が努力義務とされた。また、平成30年7月に望まない受動喫煙を防止するための改正健康増進法が成立した（2020年4月完全施行予定）。このような状況の中、職場において受動喫煙を受けていると回答した労働者の割合は37.3%となっている（「平成29年労働安全衛生調査（実態調査）」）。このような背景を踏まえ、今年度は、

「健康づくりは 人づくり みんなでつくる 健康職場」をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

### 2 スローガン

「健康づくりは 人づくり みんなでつくる 健康職場」

### 3 期間

10月1日から10月7日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、9月1日から9月30日までを準備期間とする。

### 4 主唱者 厚生労働省、中央労働災害防止協会

### 5 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

### 6 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

### 7 実施者 各事業場

### 8 主唱者、協賛者の実施事項

以下の取組を実施する。

- (1) 労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 雑誌等を通じて広報を行う。
- (3) 労働衛生講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。
- (4) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (5) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

### 9 協力者への依頼

主唱者は、上記8の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

### 10 実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

- (1) 全国労働衛生週間に実施する事項
  - ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
  - イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
  - ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
  - エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
  - オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施
- (2) 準備期間中に実施する事項
 

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

  - ア 重点事項
    - (ア) 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
      - a 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
      - b 事業者による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進や過重労働対策を積極的に推進する旨の表明
      - c 改正労働安全衛生法（平成31年4月1日施行）に基づく、労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する

- する医師の面接指導等の実施の徹底
- d 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
  - e 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
  - (イ) 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進
    - a 事業者によるメンタルヘルスケアを積極的に推進する旨の表明
    - b 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
    - c 4つのメンタルヘルスケア（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア）の推進に関する教育研修・情報提供
    - d 労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備
    - e ストレスチェック制度の適切な実施、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組
    - f 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施
    - g 自殺予防週間（9月10日～9月16日）等をとらえた職場におけるメンタルヘルス対策への積極的な取組の実施
    - h 産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に関する支援の活用
  - (ウ) 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
    - 「ラベルでアクション」をキヤッヂフレーズとした一定の危険・有害な化学物質（SDS交付義務対象物質）に関するリスクアセスメントの着実な実施等の以下の取組を実施する。
    - a 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・安全データシート（SDS）交付の状況の確認
    - b SDSにより把握した危険有害性についてリスクアセスメントの実施とその結果に基づくリスク低減対策の推進
    - c ラベルやSDSの内容やリスクアセスメントの結果について労働者に対する教育の推進
    - d 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえたばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
    - e 皮膚接触や経口ばく露による健康障害防止対策のための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取り扱い上の注意事項の確認
    - f 特殊健康診断等による健康管理の徹底
  - (エ) 石綿による健康障害防止対策に関する事項
    - a 吹付石綿等が損傷、劣化し、労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における吹付石綿、保温材等の除去、封じ込め等の徹底（貸与建築物等の場合において貸与者等に措置の実施を確認し、又は求めることを含む。）
      - (a) 労働者が就業する建築物における石綿建材の使用状況の把握
      - (b) 建材の損傷劣化状況に関する必要な頻度の点検の実施
      - (c) 建材の劣化状況等を踏まえた必要な除去等の実施
      - (d) 設備の点検、補修等の作業を外注する場合における、吹付け石綿や石綿含有煙突断熱材等の使用状況、損傷・劣化等の状況に関する当該設備業者等への情報提供の実施
    - b 石綿にばく露するおそれがある建築物等において労働者を設備の点検、補修等の作業等で臨時に就業させる業務での労働者の石綿ばく露防止
- (ア) 労働者を臨時に就業させる建築物等における吹付け石綿や石綿含有煙突断熱材等の使用状況、損傷・劣化等の状況に関する当該業務の発注者への聞き取り等の実施
- (イ) 労働者が石綿にばく露するおそれがある場合（不明な場合を含む。）における労働者の呼吸用保護具等の使用の徹底
- c 禁止前から使用している石綿含有部品を交換・廃棄等を行う作業における労働者の石綿ばく露防止対策の徹底
  - (a) 工業製品等における石綿含有製品等の把握
  - (b) 石綿含有部品を交換・廃棄等を行う作業における呼吸用保護具の着用等
- (オ) 受動喫煙対策に関する事項
  - a 各事業場における現状把握と、それを踏まえ決定する実情に応じた適切な受動喫煙防止対策の実施
  - b 受動喫煙の健康への影響に関する理解を図るための教育啓発の実施
  - c 支援制度（専門家による技術的な相談支援、たばこ煙の濃度等の測定機器の貸与、喫煙室の設置等に係る費用の助成）の活用
- (カ) 治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
 「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」（平成31年3月28日付け基発0328第29号、健発0328第1号、職発0328第32号）に基づき、以下の事業場の環境整備を進める。
  - a 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
  - b 研修等による両立支援に関する意識啓発
  - c 相談窓口等の明確化
  - d 両立支援に活用できる休暇・勤務制度や社内体制の整備
  - e 治療と仕事の両立を支援するための制度導入等に係る助成金、産業保健総合支援センターによる支援の活用
- (キ) その他の重点事項
  - a 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進
    - 腰痛予防対策指針（平成25年6月18日付け基発0618第1号）に基づく以下の対策の実施
      - (a) リスクアセスメント及びリスク低減対策の実施
      - (b) 作業標準の策定及び腰痛予防に関する労働衛生教育（雇入れ時教育を含む。）の実施
      - (c) 社会福祉施設及び医療保健業向けの腰痛予防講習会等を活用した介護・看護作業における腰部に負担の少ない介助法の実施
      - (d) 陸上貨物運送事業における自動化や省力化による人への負担の軽減
    - b 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく以下の熱中症予防対策の徹底
      - (a) WBGT値（暑さ指数）の正確な把握と、基準値を超えると予想される場合の、作業時間の見直し及び単独作業の回避
      - (b) 自覚症状の有無にかかわらない水分・塩分の摂取
      - (c) 健康診断結果を踏まえた日常の健康管理や健康状態の確認
      - (d) 救急措置の事前の確認と実施
    - c 事務所や作業場における清潔保持
      - 労働安全衛生規則や事務所衛生基準規則に基づく便所や休養室等の設置
  - イ 労働衛生3管理の推進
    - (ア) 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化
      - a 労働衛生管理活動に関する計画の作成及びその実施、評価、改善
      - b 総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実とその職務の明確化及び連携の強化
      - c 衛生委員会の開催と必要な事項の調査審議

- d 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進
- e 現場管理者の職務権限の確立
- f 労働衛生管理に関する規程の点検、整備、充実
- (イ) 作業環境管理の推進
  - a 有害物等を取り扱う事業場における作業環境測定の実施とその結果の周知及びその結果に基づく作業環境の改善
  - b 局所排気装置等の適正な設置、稼働、検査及び点検の実施の徹底
  - c 換気、採光、照度、便所等の状態の点検及び改善
- (ウ) 作業管理の推進
  - a 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進
  - b 作業管理のための各種作業指針の周知徹底
  - c 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底
- (エ) 健康管理の推進
 

「職場の健康診断実施強化月間」（9月1日～9月30日）として、以下の事項を重点的に実施

  - a 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
  - b 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
  - c 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携
  - d 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
- (オ) 労働衛生教育の推進
  - a 雇入れ時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底
  - b 健康管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向上教育の実施
  - (カ) 心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施
  - (キ) 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進
  - (ク) 職場における感染症（ウイルス性肝炎、HIV、風しん等）に関する理解と取組の促進
- (ウ) 作業の特性に応じた事項
  - (ア) 石綿障害予防対策の徹底
    - a 建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底（特に、事前調査の徹底、労働基準監督署に対する届出の徹底、隔離・湿潤化の徹底、呼吸用保護具等の使用の徹底及び適正な使用の推進、作業後等の労働者の洗身や工具等の付着物の除去の徹底、石綿作業主任者の選任及び職務遂行の徹底）
    - b 石綿製品の全面禁止の徹底（輸入品の事前の石綿含有分析を含む。）
    - c 健康診断の実施の徹底及び離職後の健康管理の推進
  - (イ) 粉じん障害防止対策の徹底
    - a 第9次粉じん障害防止総合対策に基づく「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」（9月1日～9月30日）としての次の事項を重点とした取組の推進
      - (ア) 屋外における岩石・鉱物の研磨作業若しくはばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業に係る粉じん障害防止対策
      - (ブ) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
      - (シ) 呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進
      - (ド) じん肺健康診断の着実な実施
      - (エ) 離職後の健康管理の推進
    - b 改正粉じん障害防止規則に基づく取組の推進
    - (ウ) 電離放射線障害防止対策の徹底
    - (エ) 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底
    - (オ) 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底
    - (カ) 情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインによる情報機器作業における労働衛生管理対策

## の推進

- (キ) 酸素欠乏症等の防止対策の推進
  - a 酸素欠乏危険場所における作業前の酸素及び硫化水素濃度の測定の徹底
  - b 換気の実施、空気呼吸器等の使用等の徹底
- (ク) その他、有害業務に応じたばく露防止対策の徹底
  - a 建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒防止のための換気等
  - b 製造業、建設業等において有機溶剤、特定化学物質等を取り扱う作業におけるばく露防止措置の徹底
- (エ) 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進
 

東日本大震災に関しては(ア)～(ウ)の取組、その他、自然災害等被災地に関しては(ウ)の取組を実施する。

  - (ア) 東電福島第一原発における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底
  - (イ) 「原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策の強化について（平成24年8月10日付け基発0810第1号）」に基づく東電福島第一原発における事故の教訓を踏まえた対応の徹底
  - (ウ) 建築物等の解体作業やがれき処理作業における石綿ばく露防止対策、粉じんばく露防止対策、破傷風等感染防止対策等の徹底

## 第70回全国労働衛生週間説明会 日程表

	日時	会場	所在地
鹿児島署管内	9月9日(月) 13時30分～	枕崎市民会館 第1会議室	枕崎市千代田町
	9月10日(火) 13時30分～	南さつま市総合保健福祉センター「ふれあいかせだ」いにしへホール	南さつま市加世田川畠
	9月11日(水) 14時00分～	鹿児島総合卸商業団地協同組合 オロシティーホール2F大会議室	鹿児島市卸本町
	9月13日(金) 14時00分～	ホテルアクシアくしきの2階みさきの間	いちき串木野市長崎町
	9月18日(水) 14時00分～	鹿児島県歴史資料センター黎明館2階講堂	鹿児島市城山町
	9月19日(木) 13時30分～	種子島建設会館	西之表市鴨女町
	9月20日(金) 14時00分～	指宿市民会館2階大会議室	指宿市東方
	9月25日(水) 10時00分～	屋久島環境文化村センター レクチャー室	熊毛郡屋久島町宮之浦
	9月9日(月) 13時30分～	薩摩川内市国際交流センター	薩摩川内市天辰町
川内署管内	9月11日(水) 14時00分～	出水市音楽ホール	出水市文化町
	9月13日(金) 14時00分～	鹿屋市中央公民館	鹿屋市北田町
	9月20日(金) 13時30分～	志布志市文化会館	志布志市志布志
鹿屋署管内	9月12日(木) 14時00分～	伊佐市文化会館	伊佐市大口鳥巣
	9月13日(金) 14時00分～	姶良市文化会館 加音ホール	姶良市加治木町木田
名瀬署管内	9月5日(木) 13時30分～	喜界町中央公民館	大島郡喜界町赤連
	9月10日(火) 13時30分～	和泊町商工会館	大島郡和泊町和泊
	9月11日(水) 15時00分～	与論町中央公民館	大島郡与論町茶花
	9月18日(水) 10時00分～	奄美振興会館（奄美文化センター）	奄美市名瀬長浜町
	9月20日(金) 13時30分～	瀬戸内建設会館	大島郡瀬戸内町古仁屋
	9月26日(木) 13時30分～	徳之島建設会館	大島郡徳之島町亀津

# 山の中でハチに刺されて死んでしまうのを 防ぐ特効薬、エピペン

鹿児島産業保健総合支援センター産業保健相談員 富宿 明子（労働衛生コンサルタント）



大隅半島の山の中にある事業場の衛生管理者、衛生くん。  
ハチに刺されて死んでしまうことがないように、全従業員に健康情報を発信しようと思い立ち、嘱託産業医からレクチャーを受けています。

**衛生：**うちの会社で実際に、アシナガバチに刺されて亡くなった従業員がいるらしいんですよね。で、現場の人から、いい特効薬があるって聞いたんですけど、どんなものなんですか？

**産業医：**ハチに刺されて死んだとか、乳製品アレルギーがあるのにうっかり給食でチーズを食べて死んだとかっていうのは、医学用語では「アナフィラキシー」っていうんだけど、救急車を呼ばうか呼ぶまいかとあたふたしている間に現場で死んじゃうことがあるよね。だから特効薬を自分で持っていないと、治療が間に合わない。特効薬の名前は「エピペン」。ペンの形をしたエピネフリンって意味。

エピネフリンっていうのはアドレナリンの別名ね。「アドレナリン出まくり」という、あのアドレナリン。「興奮した」というときに使う言い回しだけど、興奮すると体の中からアドレナリンっていう名前のホルモンが出て、血圧も脈拍数も上がるのよ。そのアドレナリン、別名エピネフリンが、ペン型の容器に入っていて、「あ、ハチに刺された！ うっ、苦しい…このまま俺は死ぬのか…そうだ、胸ポケットにエピペンがあった！」これを自分で注射しよう！」っていう感じで自分の太ももにペン型のものを押し付けると、針が出てきてアドレナリンが太ももの筋肉に注入されて、救急車を呼んで病院に着くまで命がもつ、というすぐれものよ。

**衛生：**それ、最高ですね！ 各現場の詰所の救急箱に、1本ずつ入れときましょうよ！

**産業医：**あ、それは無理。処方せんが必要だし、処方せ

んが出された本人にしか使っちゃいけないのよ。エピペンを持っておきたいっていう人が、自分で前もって病院に行って1本だけ処方してもらう、っていう薬なの。

**衛生：**そうなんですか…残念。じゃあ、病院でどう言えば、エピペンを処方してもらえるんですか？

**産業医：**そもそも、病院だったらどこでも出してもらえる、っていうものでもないのよね。このあたりだったら、どこがいいかな？ 【病院 エピペン 鹿児島】で検索してみるね。スマホシュシュッ。おっ、大隅半島にもいくつかあるね。ここなんていいんじゃない？ この先生に、「職場が山の中で、ハチに刺されることが多いし、救急車が来るまで20分もかかるんですよ」とか「山登りが趣味で、今までもハチに刺されたことがあるんですけど、2回目が怖いっていうからエピペン処方して下さい」とか言えばいいんじゃない？ 保険証も使えるよ。

**衛生：**なるほど。じゃあ、「ハチに刺されてアナフィラキシーで死ぬのが怖い人は、●病院か▲クリニックに個人的に行って、エピペン処方希望の旨を伝えるといいでよ」と、こういうことですよね。

**産業医：**うん、この会社なら、これくらいの情報提供が妥当だと思うわ。せっかくだから、エピペンの使い方の動画を見てみる？ 衛生管理者たる者は見ておくべきよ。YouTubeで【エピペン動画1分】って検索すると、ほら。たった1分の動画だから、見ようって思うでしょ？

**衛生：**おおーっ。…なるほど。これで僕も、ハチに刺されてエピペンを打とうとしながら意識がうすれかけている従業員に対して、自信を持って手助けできます！ …ん？ それって、ひょっとしたら法令違反？

**産業医：**それは大丈夫。手に持って打とうとしているところを他の人が介助するっていうのは法令違反にならないから安心してね。大いに人助けしてあげてね！

# 脳・心臓疾患及び精神障害等「過労死」等事案の 労災補償状況（平成30年度）について

鹿児島労働局労災補償課

## （1）脳血管疾患及び虚血性心疾患の労災補償状況

		平成28年度	平成29年度	平成30年度
全 国	請求件数	825	840	877
	決定件数	680	664	689
	うち支給決定件数	260	253	238
鹿児島	請求件数	8	7	11
	決定件数	3	7	5
	うち支給決定件数	1	3	1

※ 決定件数は当該年度以前に請求されたものを含みます。

- ① 全国の請求件数は877件で前年度に比べ37件増加しており、鹿児島県の請求件数は11件で前年度に比べ4件増加している。
- ② 業種別（全国）では、請求件数は「運輸業,郵便業」（197件）、「卸売業,小売業」（111件）、「製造業」105件の順に多く、支給決定件数は「運輸業,郵便業」（94件）、「宿泊業,飲食サービス業」（32件）、「製造業」（28件）、の順に多い。
- ③ 職種別（全国）では、請求件数は「輸送・機械運転従事者」（182件）、「サービス職業従事者」（115件）、「専門的・技術的職業従事者」（102件）の順に多く、支給決定件数は「輸送・機械運転従事者」（88件）、「サービス職業従事者」（33件）、「専門的・技術的職業従事者」（21件）の順に多い。
- ④ 年齢別（全国）では、請求件数は「50～59歳」（297件）、「60歳以上」（267件）、「40～49歳」（246件）の順に多く、支給決定件数は「50～59歳」（88件）と「40～49歳」（85件）、「60歳以上」（41件）の順に多い。

## （2）精神障害等の労災補償状況

		平成28年度	平成29年度	平成30年度
全 国	請求件数	1586（198）	1732（221）	1820（200）
	決定件数	1355（176）	1545（208）	1461（199）
	うち支給決定件数	498（84）	506（98）	465（76）
鹿児島	請求件数	7（3）	11（4）	16（4）
	決定件数	7（4）	9（4）	12（4）
	うち支給決定件数	0（0）	5（3）	3（1）

※ 各欄（ ）は自殺者数で内数

※ 支給決定件数は当該年度以前に請求されたものを含みます。

- ① 全国の請求件数は1,820件で前年度に比べ88件増加しており、鹿児島県の請求件数は16件で前年度に比べ5件増加している。
- ② 業種別（全国）では、請求件数は「医療,福祉」（320件）、「製造業」（302件）、「卸売業,小売業」（256件）の順に多く、支給決定件数は「製造業」（82件）、「医療,福祉」（70件）、「卸売業,小売業」（68件）の順に多い。
- ③ 職種別（全国）では、請求件数は「専門的・技術的職業従事者」（457件）、「事務従事者」（392件）、「サービス職業従事者」（231件）の順に多く、支給決定件数は「専門的・技術的職業従事者」（118件）、「販売従事者」（62件）、「事務従事者」と「サービス職業従事者」（59件）の順に多い。
- ④ 年齢別（全国）では、請求件数は「40～49歳」（597件）、「30～39歳」（491件）、「20～29歳」（332件）、支給決定件数は「40～49歳」（145件）、「30～39歳」（122件）、「20～29歳」（93件）の順に多い。
- ⑤ 出来事別の支給決定件数（全国）は、「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」と「（ひどい）嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」（69件）、「悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」（56件）の順に多い。

# 平成30年度 個別労働紛争解決制度の施行状況

～「いじめ・嫌がらせ」の相談が1000件を越え、過去最高～

鹿児島労働局雇用環境・均等室

鹿児島労働局(局長 小林 剛)では、このたび「平成30年度個別労働紛争解決制度の施行状況」を取りまとめました。

「個別労働紛争解決制度」は、個々の労働者と事業主との間における労働関係のトラブルを未然に防止し、早期に解決を図るための制度で、「総合労働相談」、労働局長による「助言・指導」、紛争調整委員会による「あっせん」の3つの方法があります。

## 【ポイント】

1 総合労働相談及び民事上の個別労働紛争に係る相談は前年度と比べて増加、

紛争解決援助のためのあっせん申請は減少

・総合労働相談件数	9,012件(前年同期比 7.0%増)		
うち民事上の個別労働紛争相談件数(※)	4,085件(	同	26.7%増)
・助言・指導申出件数	80件(　同　増減なし)		
・あっせん申請受理件数	27件(	同	10.0%減)

2 民事上の個別労働紛争の相談においては、「いじめ・嫌がらせ」が5年連続トップ

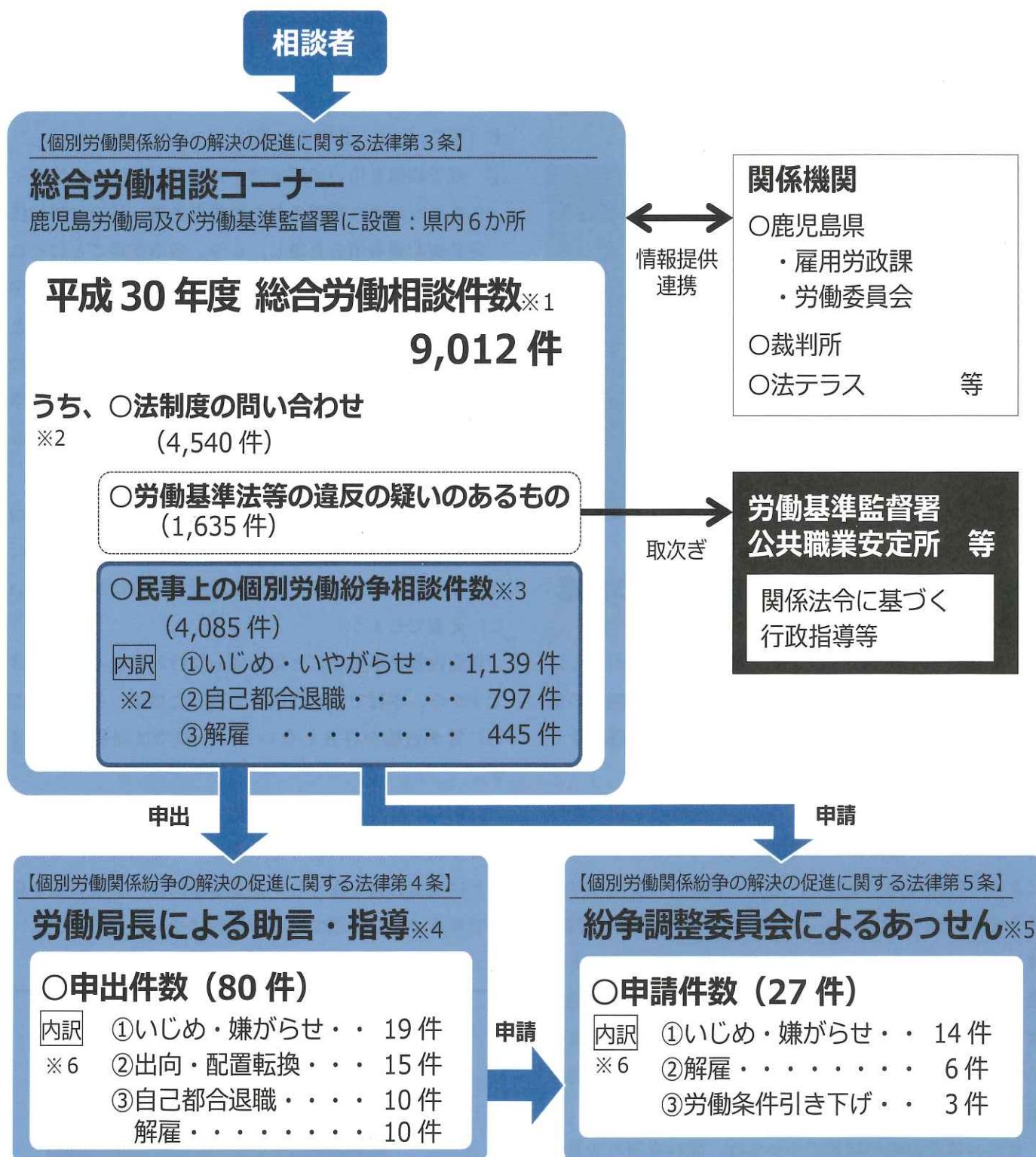
で過去最高。「いじめ・嫌がらせ」は紛争解決援助のための「助言・指導」及び

「あっせん」申請においてもトップとなつた。

- 民事上の個別労働紛争の相談の内訳は、「いじめ・嫌がらせ」が1,139件(同22.6%増)と前年度より増加し、相談のトップを占め、過去最高となつた。次いで多いのは「自己都合退職」の797件(同38.9%増)と前年度より増加した。
- 「いじめ・嫌がらせ」については、助言・指導の申出件数が19件(同38.7%減)、あっせん申請は14件(同180%増)となつた。

※「民事上の個別労働紛争」：労働条件その他労働関係についての個々の労働者と事業主との間の紛争(労働基準法等の違反に係るものを除く)

# 個別労働紛争解決制度の枠組み



※1 総合労働相談コーナーにおいて、あらゆる労働相談にワンストップで対応

※2 複数の内容にまたがる相談等が行われた場合には、複数の内容を件数に計上している。

※3 労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争に係る相談

(労働基準法等の違反に係るもの除外)

※4 民事上の個別労働紛争について、労働局長が紛争当事者に対し、解決の方向性を示し、自主的な解決を促進

※5 労働局に設置されている紛争調整委員会のあっせん委員（弁護士や大学教授等労働問題の専門家）による解決の促進

※6 複数の内容にまたがる申出・申請が行われた場合には、複数の内容を件数に計上

# 労務管理あれこれ

鹿児島労働局監督課

## 賃金台帳をパソコンで本社一括作成、何か問題ですか

**(Q)** 当社は賃金計算を本社でパソコンを使って行う予定です。賃金台帳についても本社のパソコンで保存し、管理しようと考えています。

そこで、お尋ねしたいのですが、賃金台帳の作成は、このような方法でもよいのでしょうか。ちなみに、本社と営業所はパソコンのオンラインで結ばれているため、賃金台帳についても営業所で取り出せるようになっています。

## 営業所でも常時取り出せるようなら問題ない

**(A)** 労働基準法第108条では、賃金台帳を個人ごとに作成し、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額その他厚生労働省令で定める事項を賃金支払いの都度遅滞なく記入しなければならないとされています。

そして、賃金台帳には、①氏名②性別③賃金計算期間④労働日数⑤労働時間数⑥第33条もしくは第36条の規定によって労働時間を延長し、もしくは休日に労働させた場合または深夜労働をさせた場合は、その延長時間数、休日労働時間数及び深夜労働時間数⑦基本給、手当その他賃金の種類ごとにその額⑧法第24条第1項の規定によって賃金の一部を控除した場合には、その額、のすべての項目について記載しなければなりません（施行規則第54条第1項）。

また、賃金台帳の様式については、施行規則第59条の2で、「記載することが必要な事項の最小限度を定めるもので、横書、縦書、その他異なる様式を用いることも差し支えない」とされています。

それでは、賃金台帳を紙ではなく、パソコンのデータとして作成することはどうなのかということですが、通常では、パソコンなどを使用して賃金台帳を作成する場合については、次のいずれも満たす場合には、法第108

条の要件を満たすものとして取り扱ってよいとしています（平7.3.10 基取第94号）。

- ① 電子機器を用いて磁気ディスク、磁気テープ、光ディスクなどにより調製された労働者名簿、賃金台帳に法定必要記載事項を具備し、かつ、各事業場ごとにそれぞれ労働者名簿、賃金台帳を画面に表示し、及び印字するための装置を備えつけるなどの措置を講ずること
- ② 労働基準監督官の臨検など労働者名簿、賃金台帳の閲覧、提出などが必要とされる場合に、直ちに必要事項が明らかにされ、かつ、写しを提出し得るシステムとなっていること

したがって、御社のようにパソコンによって、賃金台帳を作成するとした場合でも、必要記載事項が記入され、いつでもプリントアウトできる状態であれば問題はないといえるでしょう。

賃金台帳は事業場ごとに作成しなければならないわけですから、本社で一括作成・管理した結果、各事業場ごとに賃金台帳が存在しないというのでは問題があります。

しかし、毎月本社で賃金台帳を作成するごとに本社から各事業場に賃金台帳の写しやデータを送付し、事業場ごとに賃金台帳を保存し、必要な際には、賃金台帳を提出できるような状態であれば問題はないといえます。

vol. 7



キューリ (桜島の大地より)

## 9月は障害者雇用支援月間です。障害のある方の雇用にご理解・ご協力を！

鹿児島労働局職業対策課

障害者の雇用の促進と安定を図るために、障害者自身の職業的自立への努力に加えて、国民一般、特に事業主の理解と協力が不可欠であり、関係者が一体となって雇用対策に努めることが重要です。このため9月を「障害者雇用支援月間」と定め、障害者雇用支援運動を積極的に展開することとしています。

## ○障害者就職面接会

日 時 令和元年9月20日（金）午後1時～4時

場 所 ホテルさつき苑（鹿屋市西原）

問合せ先 ハローワーク鹿屋（電話 0994-42-4135）

ハローワーク大隅（電話 099-482-1265）

日 時 令和元年9月30日（月）午後1時～4時

場 所 鹿児島サンロイヤルホテル（鹿児島市与次郎）

問合せ先 ハローワーク鹿児島（電話 099-250-6071）

## ○障害者雇用・支援激励大会

\* 令和元年9月10日（火）午後1時30分～ 鹿児島市民文化ホール

また、鹿児島労働局では、職場内で精神障害者等の支援員になっていただく、「精神・発達障害者しごとサポート養成講座」も開設しています。

【鹿児島会場】 令和元年9月20日（金）【ポリテクセンター鹿児島】  
お問い合わせは、ハローワーク鹿児島 電話099-250-6071 まで

県内の雇用失業情勢について  
鹿児島労働局職業安定課

## 【令和元年6月分】

県内有効求人倍率	1.36倍（前月比0.01P減）
全国有効求人倍率	1.61倍（前月比0.01P減）
県内正社員有効求人倍率	1.00倍（前年同月比0.10P増）
全国正社員有効求人倍率	1.10倍（前年同月比0.02P増）
※ 鹿児島県の雇用失業情勢は、景気が緩やかに回復しつつあることや、それに伴う人手不足を背景として、有効求人倍率（季節調整値）が、3ヶ月連続で1倍台で推移するなど、全体としては企業の採用意欲は高く、引き続き改善していますが、産業によって求人の増減にばらつきがみられるところから、今後の求人・求職の動きには注視してまいります。	

## 各種助成金、活用してみませんか？

鹿児島労働局職業対策課

## 【トライアル雇用助成金】

## ●障害者トライアルコース・障害者短時間トライアルコース

「障害者トライアル雇用」は、障害者を試験的に雇用することで、適性や能力を見極め、継続雇用のきっかけとしていただくことを目的とした制度です。

この制度のご利用に当たっては助成金の支給対象となり、平成30年4月から、その助成金のうち精神障害者の試験雇用に対する助成内容を拡充しました。

また、精神障害者や発達障害者で、初めは週20時間以上の就業時間での勤務が難しい方を雇用する場合、週10～20時間の勤務から開始し、試験雇用期間中に週20時間以上を目指す「障害者短時間トライアル雇用」の制度があり、ご利用に当たっては助成金が支給されます。

ご相談や詳細確認は、県内ハローワークまたは鹿児島労働局職業対策課（☎099-219-8713）へお問い合わせください。

## 令和元年 業種別死傷災害発生状況（令和元年7月末 速報版）

鹿児島労働局

	令和元年		平成30年		増減数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	948	7	952	6	-4	1
1 製造業	182	1	189	0	-7	1
1 食料品製造業	106	1	103		3	1
4 木材・木製品製造業	17		15		2	
9 烟草土石製品製造業	7		11		-4	
11～12 金属製品製造業	12		8		4	
13～15 機械機具製造業	11		15		-4	
上記以外の製造業	29		37		-8	
2 鉱業	0	0	5	0	-5	0
3 建設業	138	1	142	2	-4	-1
1 土木事業	62		53		9	
2 建築工事業	64	1	74	2	-10	-1
3 その他の建設業	12		15		-3	
4 運輸交通業	95	1	110	0	-15	1
1 鉄道・航空機業	0		5		-5	
2 道路旅客運送業	2		12		-10	
3 道路貨物運送業	93	1	91	2	1	
4 その他の運輸交通業	0		2		-2	
5 貨物取扱業	16	0	16	0	0	0
1 陸上貨物取扱業	4		7		-3	
2 港湾運送業	12		9		3	
6 農林業	58	2	44	2	14	0
1 農業	24	1	19	1	5	
2 林業	34	1	25	1	9	
7 営農・水産業	43	0	52	0	-9	0
8 商業	130	0	114	0	16	0
1 卸売業	25		13		12	
2 小売業	95		82		13	
3 理美容業	0		3		-3	
4 その他の商業	10		16		-6	
9 金融・広告業	10	0	8	1	2	0
11 通信業	16	0	13	0	3	0
12 教育・研究業	8	0	8	0	0	0
13 保健衛生業	135	0	136	0	-1	0
1 医療保健業	58		66		-8	
2 社会福祉施設	77		66		11	
3 その他の保健衛生業	0		4		-4	
14 接客娯楽業	48	0	52	0	-4	0
1 旅館業	15		8		7	
2 飲食店	25		23		2	
3 その他の接客娯楽業	8		21		-13	
上記以外の事業	69	2	63	1	6	1
10 映画・演劇業	0		0			
15 清掃・と畜業	43	1	34	1	9	
16 官公署	0		2		-2	
17 その他の事業	26	1	27		-1	1
陸上貨物運送事業（4～3・5～1）	97	1	98	0	-1	1
第三次産業（8～17）	416	2	394	2	22	

- ① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月7日締めで集計したもの。  
 ② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上の災害によるもので、死亡者を含みます。  
 ③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。  
 ④ 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。



## 事業主の皆様へ

# 長時間労働につながる取引慣行を見直しましょう！！

## ダメ！短納期発注！！

労働時間等設定改善法が改正され、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。

事業主の皆様は、他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、企業内に周知・徹底を図りましょう。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。



厚生労働省・都道府県労働局

「労働時間等設定改善法」とは、事業主等による労働時間等の設定の改善に向けた自主的な努力を促進するための特別の措置を講ずることにより、労働者がその有する能力を有效地に発揮できるようにしようとする法律です。

また、「労働時間等見直しガイドライン（労働時間等設定改善指針）」とは、労働時間等設定改善法第4条第1項の規定に基づく指針（告示）であり、事業主等が労働時間等の設定の改善について適切に対処するために必要な事項を定めたものです。

それぞれ次のとおり規定されており、施行日は2019年4月1日です。

### 労働時間等設定改善法（平成4年法律第90号）（抄）

（下線部分が今般の改正で加わったところです。）

#### （事業主等の責務）

第2条 事業主は、その雇用する労働者の労働時間等の設定の改善を図るため、業務の繁閑に応じた労働者の始業及び終業の時刻の設定、健康及び福祉を確保するために必要な終業から始業までの時間の設定、年次有給休暇を取得しやすい環境の整備その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。

2 事業主は、労働時間等の設定に当たっては、その雇用する労働者のうち、その心身の状況及びその労働時間等に関する実情に照らして、健康の保持に努める必要があると認められる労働者に対して、休暇の付与その他の必要な措置を講ずるように努めるほか、その雇用する労働者のうち、その子の養育又は家族の介護を行う労働者、単身赴任者（転任に伴い生計を一にする配偶者との別居を常況とする労働者その他これに類する労働者をいう。）、自ら職業に関する教育訓練を受ける労働者その他の特に配慮を必要とする労働者について、その事情を考慮してこれを行ふ等その改善に努めなければならない。

3 （略）

4 事業主は、他の事業主との取引を行う場合において、著しく短い期限の設定及び発注の内容の頻繁な変更を行わないこと、当該他の事業主の講ずる労働時間等の設定の改善に関する措置の円滑な実施を阻害することとなる取引条件を付けないこと等取引上必要な配慮をするように努めなければならない。

### 労働時間等見直しガイドライン（労働時間等設定改善指針）（平成20年厚生労働省告示第108号）（抄）

（下線部分が今般の改正で加わったところです。）

2 事業主等が講すべき労働時間等の設定の改善のための措置

（1）～（3）（略）

#### （4）事業主が他の事業主との取引上配慮すべき事項

個々の事業主が労働時間等の設定の改善に関する措置を講じても、親企業からの発注等取引上の都合により、その措置の円滑な実施が阻害されることとなりかねない。特に中小企業等において時間外・休日労働の削減に取り組むに当たっては、個々の事業主の努力だけでは限界があることから、長時間労働につながる取引慣行の見直しが必要である。このため、事業主は、他の事業主との取引を行うに当たっては、例えば、次のような事項について配慮をすること。

イ 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。

ロ 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。

ハ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

また、厚生労働省では、事業場の労働基準関係法令違反の背景に、極端な短納期発注等に起因する下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）等の違反が疑われる事案については、公正取引委員会や中小企業庁に通報する制度の強化を図っていくこととしています。

長時間労働につながる取引慣行の見直しについては、

**都道府県労働局雇用環境・均等部（室）まで**

# 働き方・休み方改善コンサルタント活用のご案内

鹿児島労働局 雇用環境・均等室

会社の長時間労働等の労働時間の見直しや年次有給休暇の取得促進といった働き方・休み方の改善は、従業員のために、そして企業経営の観点からも重要となっています。

鹿児島労働局では、社会保険労務士の資格を持った「働き方・休み方改善コンサルタント」が電話相談や個別訪問により、働き方・休み方改善のためのアドバイスを行い会社のワーク・ライフ・バランスの実現のお手伝いをしています。

コンサルティングは是正指導を目的としたものではありませんので、お気軽にご利用ください。相談内容の秘密は厳守されます。ワークショップの講師の依頼も承りますので、お気軽にお問い合わせください。

## 【問合せ・申込先】

鹿児島労働局 雇用環境・均等室  
働き方・休み方改善コンサルタント  
電話 099-223-8239 FAX 099-223-8235  
〒892-8535 鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎2階



ご利用は  
無料です

# 財形貯蓄を始めてみませんか？

鹿児島労働局 雇用環境・均等室

## 勤労者財産形成貯蓄（一般財形貯蓄）

勤労者が、金融機関などと契約を結んで3年以上の期間にわたって、定期的に一つもり毎月又は夏季・年末のボーナス時期などに一賃金からの控除（天引）により、事業主を通じて積み立てていく目的を問わない使途自由な貯蓄のことです。契約時の年齢制限はありませんし、複数の契約もできます。

## 勤労者財産形成年金貯蓄（財形年金貯蓄）

55歳未満の勤労者が金融機関などと契約（1人1契約）を結んで5年以上の期間にわたって、定期的に賃金からの控除（天引）により、事業主を通じて積み立て、60歳以降の契約所定の時期から5年以上の期間にわたって年金として支払いを受けることを目的とした貯蓄のことです。利子等に対する非課税措置（※）があります。

## 勤労者財産形成住宅貯蓄（財形住宅貯蓄）

55歳未満の勤労者が金融機関などと契約（1人1契約）を結んで5年以上の期間にわたって定期的に賃金からの控除（天引）により、事業主を通じて積み立てていく持家取得を目的とした貯蓄のことです。利子等に対する非課税措置（※）があります。

### ※財形年金貯蓄、財形住宅貯蓄に係る利子等に対する非課税措置

財形年金貯蓄と財形住宅貯蓄あわせて元利合計550万円（財形年金貯蓄のうち、郵便貯金、生命保険又は損害保険の保険料、生命共済の共済掛金、簡易保険の掛金等に係るものにあっては払込ベースで385万円）から生ずる利子等が非課税とされます。

## 勤労者のメリット

- ◎財形年金貯蓄と財形住宅貯蓄あわせて元利合計550万円（財形年金貯蓄のうち、郵便貯金、生命保険又は損害保険の保険料、生命共済の共済掛金、簡易保険の掛金等に係るものにあっては払込ベースで385万円）から生ずる利子等が非課税とされます。
- ◎財形年金貯蓄については、年金の支払が終るまで非課税措置が継続され、老後生活の安定に役立ちます。
- ◎賃金からの控除（天引）ですから直接銀行などへ出かける手間がはぶけ、知らず知らずに財産づくりができます。
- ◎財形持家融資を利用することができます。
- ◎財形給付金や財形基金制度を採用している企業においては、その受益者等となる資格ができます。

## 事業主のメリット

- ◎従業員の貯蓄意識を喚起し、勤労意欲が高まります。
- ◎大きな負担を負うことなく、社内融資制度の充実を図ることができます。
- ◎従業員の定着性を高め、優秀な人材確保にも効果的です。

## お問い合わせ

独立行政法人 勤労者退職金共済機構  
勤労者財産形成事業本部：03-6731-2934

# 「受動喫煙防止対策助成金」のご案内

鹿児島労働局健康安全課

## ●対象となる事業主（次の（1）から（3）のすべてに該当する事業主）

(1)	労働者災害補償保険の適用事業主			
(2)	次のいずれかに該当する中小企業事業主			
業種		常時雇用する労働者数※1	資本金または出資の総額※1	
小売業	小売業、飲食店、配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下	
サービス業	物品販賣業、宿泊業、娯楽業、医療・福祉、複合サービス（例：協同組合）など	100人以下	5,000万円以下	
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下	
その他の業種	農業、林業、漁業、建設業、製造業、運輸業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下	
(3)	事業場内において、措置を講じた区域以外を禁煙とする事業主			

## ●助成の対象となる措置

①	喫煙専用室の設置・改修	・入口における風速が0.2 m/秒以上 ・そのほか、改正健康増進法の基準に適合する設備であること	飲食等 ×
②	加熱式たばこ専用喫煙室・シガーバーなどの設置・改修	・入口における風速が0.2 m/秒以上 ・労働者が受動喫煙を受けないよう対策を講じること ・そのほか、改正健康増進法の基準に適合する設備であること	飲食等 ○
③	屋外喫煙所（閉鎖系）の設置・改修	・喫煙所の直近の建物の出入口などにおける浮遊粉じん濃度が増加しないこと	飲食等 ×
④	換気装置などの設置・改修（既存特定飲食提供施設のみ）	・粉じん濃度が 0.15 mg/m <sup>3</sup> 以下、または必要換気量が 70.3 × (席数) m <sup>3</sup> /時間 以上	飲食等 ○

## ●留意事項

交付対象	設置を行おうとする喫煙室等の単位面積当たりの助成対象経費上限額
①喫煙専用室の設置・改修	
②加熱式たばこ専用喫煙室などの設置・改修	60万円/m <sup>2</sup>
③屋外喫煙所の設置・改修	
④換気装置の設置など	40万円/m <sup>2</sup>

## ●申請手続の流れ

申請内容の検討 → 交付申請 → 交付決定通知書受領

交付額確定通知書受領

請求書の提出

助成金の受領

消費税仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還

実施状況報告

※詳細は鹿児島労働局健康安全課へご相談ください（鹿児島市山下町13-21 TEL 099-223-8279)  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049868.html>

**参加費  
無料**

各回定員約100名  
事前予約制（先着順）

令和元年度 厚生労働省委託事業

過重労働解消のためのセミナー



# 新しい時代に、人々が求めている職場とは？

9月より全国47都道府県で開催！

**受講対象者** 事業主の方、企業の人事労務担当者・管理者、総務の方など

**セミナー開始時間** 14時00分～16時30分 13時30分より受付開始いたします

**セミナー内容**

- 「過重労働」の現状と企業経営に与える影響
- 対策に必要な「関連法令」
- 防止のための事業主等に求められる措置
- 職場のパワーハラスメント対策
- 知っておくべき労働時間等に関する基準
- 陥りがちな違法行為
- ストレスチェック制度とは
- 実施すべき取組と防止対策の具体例 など

**申込方法**

●本紙裏面のFAX申込書  
**FAX:03-5913-6409**

受付後（約5営業日）メールで受講票を送付いたします。  
※受講日の5～6日前にお申込まれた方は、会場にて氏名確認で受講できます。

●専用webサイトへ

LEC 過重労働解消 検索

受講票からした個人情報は本事業に係るご連絡にのみ使用します。  
個人で第三者に提供することはできません。



QRコードからも  
ご覧いただけます

お問い合わせは 委託運営：**LEC東京リーガルマインド 過重労働解消のためのセミナー事業事務局** 担当 田中・久保田

〒164-0001 東京都中野区中野4-11-10 アーバンネット中野ビル TEL：03-5913-6085（平日9時～17時） FAX：03-5913-6409  
E-Mail: kaju-seminar@lec-jp.com 専用HP: <http://partner.lec-jp.com/tl/overwork/>

## 過重労働解消の取組事例紹介！

参加費無料

定員約100名（事前予約制・先着順）

\*鹿児島県での開催は次のとおりです。

日 時 令和元年10月29日（火）14時～16時30分

場 所 天文館ビジョンホール（6Fホール）

鹿児島市東千石町13番3号

## 「過重労働解消のためのセミナー」参加申込書

\*送信面（裏面）を必ずご確認のうえお送りください  
**FAX 03-5913-6409**

参加希望日 ※複数のお申込み、複数をまとめて別々にファックス	月 日	会場名				
フリガナ	フリガナ			参加希望人数	名	
氏名	企業・団体名				5名様以上は TEL確認をお願いします	
業種	企業規模	10名未満	10～100名	101～200名	200名以上	※いずれかを〇で選択
TEL FAX	— —	e-mail	@			

## 中小規模事業場向け安全衛生相談窓口のご案内

(公社)鹿児島県労働基準協会

当協会では、中央労働災害防止協会より委託を受けて、中小規模事業場安全衛生相談事業を実施します。この事業は、安全衛生に係る専門的知識やノウハウを有する相談員による助言、情報提供を通じて中小規模事業場の安全衛生水準の向上に寄与することを目的としています。

なお、今回は、全国労働衛生週間説明会にあわせて相談窓口を設置します。  
お気軽にご相談下さいませ。

### 相談日と窓口設置会場

期日	窓口設置時間	会場
9月11日（水）	13時00分～16時00分	出水市音楽ホール（出水市）
9月12日（木）		伊佐市文化会館（伊佐市）
9月13日（金）		加音ホール（姶良市）
9月18日（水）		黎明館（鹿児島市）

相談は、専門家である労働安全コンサルタントがお受けしますが、内容によっては、後日回答させて頂く場合があります。

なお、当協会では、常時電話、FAX又はご来所により相談をお受け致します。  
お気軽にご利用下さいませ。

### 問い合わせ先

(公社)鹿児島県労働基準協会 相談係 時間 午前9:00～17:00  
鹿児島市新屋敷町16-16 電話 099-226-3621 FAX 099-226-3622

## 外国人技能実習制度関係者養成講習のご案内

公益社団法人全国労働基準関係団体連合会

会場：	鹿児島県住宅供給公社ビル（鹿児島市新屋敷町16）
日時：	・監理責任者等講習 10月1日（火）2F中会議室
	・技能実習責任者講習 10月2日（水）3F大会議室
	・技能実習指導員講習 10月3日（木）3F大会議室
	・生活指導員講習 10月4日（金）3F大会議室

・お問合せ先：全基連 外国人技能実習制度関係者養成講習 担当

（TEL）03-5283-1031

\*お申込み・詳細は、[全基連](#)ホームページをご覧ください。

## 令和元年秋の全国交通安全運動が始まります

期間 令和元年9月21日（土）～9月30日（月）

交通事故死ゼロを目指す日 9月30日（月）

スローガン ルールとマナー 乗せて走ろう 秋の道

運動の重点 1 子供と高齢者の安全な通行の確保

2 高齢運転者の交通事故防止

3 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止

4 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

5 飲酒運転の根絶

## 令和元年10月 講習開催のご案内

## 鹿児島教習所実施分 (鹿児島市七ツ島1-6-2)

問い合わせ・申込書取り寄せ先：本部

TEL099-226-3621 FAX099-226-3622

鹿児島基準協会

検索

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代(消費税込)	科目免除者又は受講資格
[普通自動車運転免許証写し必要] フォークリフト運転	【全科目者】 9/30~10/4	9/2~9/6	【全科目者】 会員 30,860円 一般 31,860円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者
	【科目免除者】 9/30~10/1		【科目免除者】 会員 20,060円 一般 21,060円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (キャタピラー車限定を除く)
床上操作式クレーン運転	9/30~10/2	9/2~9/6	【全科目者】 会員 28,730円 一般 29,730円 【科目免除者】 会員 26,570円 一般 27,570円	【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
[普通自動車運転免許証写し必要] 高所作業車運転	10/7~10/8	9/9~9/13	【全科目者】 会員 31,240円 一般 32,240円 【科目免除者】 会員 30,140円 一般 31,140円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者 【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	10/10~10/11		会員 13,080円 一般 14,080円	※会場がオロシティーホールになります
玉掛け	10/15~10/17	9/17~9/20	【全科目者】 会員 22,440円 一般 23,440円 【科目免除者】 会員 20,240円 一般 21,240円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	10/16~10/18	9/17~9/20	会員 18,800円 一般 19,800円	
不整地運搬車運転	10/23~10/24	9/24~9/27	会員 35,100円 一般 36,100円	【受講資格】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・車両系建設機械運転(整地等又は解体用)技能講習修了者
車両系建設機械運転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	【全科目者】 10/28~11/1	9/30~10/4	【全科目者】 会員 66,400円 一般 67,400円	
	【科目免除者】 10/28~10/29		【科目免除者】 会員 36,700円 一般 37,700円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系(整地等)運転特別教育修了者
移動式クレーン運転実技教習 (5t以上) [実技免除]	10/28~11/2	9/30~10/4	【全科目者】 会員 92,565円 一般 91,565円 【学科免除者】 81,400円	【学科免除者】 ・学科試験に合格されている方 (但し、講習初日の学科は必修科目となっております。)
クレーン運転	10/7~10/8	9/9~9/13	会員 17,080円 一般 20,380円	
小型車両系建設機械運転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	10/15~10/16	9/17~9/20	会員 16,740円 一般 20,040円	
アーケ溶接等	10/23~10/25	9/24~9/27	会員 18,700円 一般 22,000円	
巻き上げ機の運転	10/30~10/31	9/30~10/4	会員 15,600円 一般 18,900円	
酸素欠乏・硫化水素危険作業	11/1	9/30~10/4	会員 9,020円 一般 10,120円	

(備考) 1 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。

2 詳細につきましては、ホームページをご覧いただくな、案内書をお取り寄せください。

## 大島地区での講習会のお知らせ

大島支部での受付になりますので、直接お問い合わせください。  
TEL0997-53-5487 FAX0997-53-6270

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代(消費税込)	科目免除者又は受講資格
フルハーネス型墜落制止用器具	11/18	10/15 ~ 10/25	会員 10,680円 一般 11,780円	
安全衛生推進者	11/19~11/20	10/15 ~ 10/25	会員 12,530円 一般 13,530円	
有機溶剤作業主任者	11/21~11/22	10/15 ~ 10/25	会員 13,080円 一般 14,080円	